

2023年2月1日

秦野市議会議員 小菅基司様

10:00

無所属 古木勝久
無所属 佐藤文昭

秦野市議会議員政治倫理規定第3条に違反する疑いのある事項の調査請求について

1 請求の理由

(1) 2023年1月4日付けで、市内移動図書館「新たんざわ号」の運行と市及び議員との関係等について、市民3名から「公私混同の疑念」がある旨、秦野市議会議員議長および秦野市長に確認の依頼が提出されています。指摘される内容は個人の活動の域を超えた公人として、市民や議会への説明責任があるものと考えます。

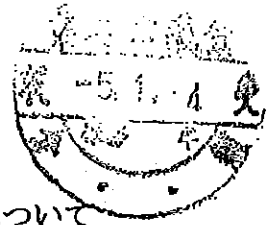
(2) 市民から指摘を受けている移動図書館「新たんざわ号」の車両側面には、本市と利害関係にある特定の事業者の社名が掲載されており、この車両は当該議員の所有ということも聞き及んでおり、また当該議員が日常的にも利用しているという事も判明しています。このことについて、明確に説明責任があると考えます。

2 規定に違反する疑いがあり調査を求める事項

当該議員と移動図書館「新たんざわ号」に関する資料①②③

①移動図書館の運営母体である新たんざわ号の会と当該議員の関係が分かる資料 (会との関わり及び車両に関する取り決め事項が分かる書類) ②移動図書館「新たんざわ号」に運行に関わる収支 ③協賛広告料(有無)に関する資料を求めるとともに、秦野市議会議員政治倫理規定第3条(6)に違反行為であるかどうかについて、連署により調査を求めます。

秦野市長 高橋 昌和 様
秦野市議会議員 小菅基司 様並びに議員各位



市内移動図書館「新たんざわ号」の運行と市及び議員との関係等について

時下 益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃の市政運営並びに議会活動では大変お世話になっています。改めて一市民として感謝を申し上げます。

一方、令和4年1月市長選においてLineメールに対する議会対応、また、昨年12月には市長の政治資金の報道、教育者の不祥事件による逮捕などが相次ぎ報道され市民として残念に思っています。

さて、「移動図書館 新たんざわ号」の運用について、市民からどうなっているのかなど疑問の聲が上がっています。

以下の点、ご確認をお願いしたくご依頼申し上げます。

市直営で運行されていた黄色カラーの「移動図書館たんざわ号」が2019年3月に廃止されて、3年以上が過ぎたでしょうか。公園や団地などに来た移動図書館の姿が思い出されます。その後2年くらい前からでしょうか、同じ黄色カラーの「移動図書館 新たんざわ号」を見かけるようになりました。「移動図書館 新たんざわ号の会」が2020年3月に発足され、広く寄付金などを募って、ボランティアの方々が書籍の整理や運搬をされていると聞き及び誠に頭が下がる思いです。

一方、このメンバーの皆さんの中には、議員がいらっしゃることも承っております。

そこで心配なことがいくつかあります。新たんざわ号の車体には、恐らく寄付金又は広告料の協賛企業名が書かれているようです。秦野市と利害関係にある企業名が車体に書かれていること自体が問題ではありません。

しかし、秦野市議会議員が「新たんざわ号」を移動図書館の利用目的以外に、街中やスーパーの店先、市役所駐車場などで運転されているのをお見かけします。日常的に議会の仕事や私的買い物などにもご利用されているよう推察されます。

「李下に冠を正さず」という言葉があります。公人が疑惑を招く行為は避けるべきではないでしょうか。議員が特定の企業との繋がりがあるとは思いませんが、道義的、倫理的にはいかがなものでしょうか。ましてや市の公用車両であるならば大変問題です。

一つの市民団体であっても議員という公人の立場の方が関与し、企業、市民に寄付金を募って公的な事業運営をしているところを鑑み、透明性が求められ、公人としての説明責任という観点から、以下について調査確認され、1月20日までに書面でご回答下さるようお願い申し上げます。

【回答していただきたい事項】

- (1) 新たんざわ号の所有名義は、市所有公用車両か。「新たんざわ号の会」所有か。個人の所有か。また、新たんざわ号の稼働日数及び私的利用はどの程度でしょうか。
- (2) 協賛企業や市民からの寄付金の流れはどのようになっていますか。
- (3) 日常的に買い物などにも私的利用されていることについて、市や新たんざわ号の会との取り決め（契約書や収支報告、運転日報、ガソリン代負担）などがあってのことなのでしょうか。
- (4) 秦野市と利害関係にある企業名が記入されている車を議員が運転するのは疑念を抱かれる可能性があります。議会としてどのように思われているのか、お考えをお聞かせください。

公私混同の疑念が私どもに多々寄せられていますので、秦野市議会議員の関わりなどについてもご確認をお願いする次第です。

以上 何卒、よろしくお願ひ申し上げます

2023年 1月4日

申請人(市民)

住所：

住所：

住所：